

香川県過疎地域持続的発展方針（案）

（令和8年度～令和12年度）

概要

令和 年 月

香 川 県

＜基本的考え方＞

1 根拠

この方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第7条の規定に基づき、本県における過疎地域の持続的発展を図ることを目的として定める県の方針である。

この方針に基づき、都道府県及び市町村は過疎地域持続的発展計画を策定し、計画に基づき、具体的な施策を実施する。

2 期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

3 本方針の対象地域（11市町14地域）

高松市旧塩江町地域（※）、観音寺市旧豊浜町地域、さぬき市旧津田町及び旧大川町地域、東かがわ市、三豊市旧詫間町、旧仁尾町及び旧財田町地域、土庄町、小豆島町、直島町、綾川町旧綾上町地域、琴平町並びにまんのう町

（※）高松市旧塩江町地域は、法の施行をもって過疎地域の指定から外れたが、法附則第7条に規定する法附則第5条に定める「特定市町村」とみなされる区域であるため、本方針の対象。

＜方針＞

第1 基本的な事項

1 過疎地域の現状

区 分	全 県 A	過疎地域 B	比率 B/A
市 町 数	17	11	64.7 %
面 積	1,876.83 km ²	849.91 km ²	45.3 %
令和2年国調人口	950,244 人	130,486 人	13.7 %
若年者比率（15～29 歳）	12.4 %	9.9 %	—
高齢者比率（65 歳以上）	31.2 %	41.4 %	—

（注） 「過疎地域」には経過措置対象地域（高松市旧塩江町地域）を含む（以下同じ。）。

「面積」は、「令和7年全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省国土地理院）による。

ただし、直島町の面積は、境界の一部が未定のため参考値である。また、高松市旧塩江町地域、観音寺市旧豊浜町地域、三豊市旧詫間町、旧仁尾町及び旧財田町地域並びに綾川町旧綾上町地域の面積は、「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省国土地理院）、さぬき市旧津田町及び旧大川町地域の面積は、「平成14年全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省国土地理院）による。

2 過疎地域の持続的発展の課題

- (1) 本格的な人口減少社会
- (2) 情報通信技術の利活用
- (3) 人と自然が共生する社会の形成
- (4) 地域コミュニティの再生

3 過疎地域の持続的発展の基本的方向

地域格差の是正を通じ、「安全・安心な暮らしの確保」を図るとともに、持続可能な地域社会の形成及び地域資源を生かした地域活力の向上を通じ、人と自然が共生する「誇りの持てる地域づくり」に取り組むことを過疎地域の持続的発展の基本的方向とする。

4 過疎地域の持続的発展に向けた取組み方針

- (1) 少子・高齢社会に対応した地域づくり
- (2) 多様な起業と人材育成による地域経済の活性化
- (3) 移住・交流の促進
- (4) 地域社会を構成する多様な主体の参画と協働
- (5) 広域的な取組み・周辺地域との連携

第2 移住、定住、地域間交流の促進及び人材の育成

若い世代を中心とした都市部から過疎地域への新しい人の流れを移住・定住につなげるとともに、地域住民をはじめ関係人口等の地域外の多様な人材との連携・協働のもと地域づくりが行われるよう人材の育成を目指す。

項 目	施策の方向
(1) 移住、定住、地域間交流の促進	○魅力あふれる地域資源を生かした農泊やグリーン・ツーリズムなどによる地域間交流の促進 ○県と市町で組織する協議会を通じた県内各地域への移住・定住の促進への取組み 等
(2) 人材の育成	○人材の育成に向けた研修の実施 ○地域おこし協力隊の活動についての情報発信 ○関係人口の創出・拡大の促進

第3 産業の振興

産業振興のための諸計画との調和を図りつつ、産業基盤を整備拡充することにより、過疎地域の所得水準の向上や雇用機会の拡大を図る。

項 目	施策の方向
(1) 農林水産業の振興	○多様な担い手の確保育成 ○耕作放棄地対策や野生鳥獣対策等による多面的機能の維持・発揮 ○農商工連携等によるアグリビジネスの支援 ○特徴ある地域資源を活用した畜産物の生産や土地還元等による資源循環型畜産の推進 ○林業生産基盤の整備・機械化の推進 ○水産資源の維持培養と養殖業の推進、地域ブランドの活用 等
(2) 地場産業の振興	○新商品・新技術の開発、販路開拓等の事業による産地の活性化 等
(3) 企業の誘致対策	○情報通信関連産業等の誘致活動の強化、各種優遇制度の活用等による企業誘致活動の推進
(4) コミュニティ・ビジネスの育成	○専門家による事業化ノウハウ等の実践的な各種情報の提供
(5) 商業の振興	○魅力ある商店街づくりへの取組みの促進 等
(6) 情報通信関連産業の振興	○情報通信技術を活用した新サービスの創出や生産性向上による産業競争力の強化を促進
(7) 観光又はレクリエーションの振興	○新しい観光スタイルへの対応や、滞在交流型のコンテンツの充実等の推進

第4 情報化の推進

都市部との間の様々な格差の是正・解消のため、情報通信技術の利活用等を推進する。

項 目	施策の方向
情報化の推進	○地域住民への行政・医療・福祉サービスの確保等を図るため、情報通信技術の利活用を推進 ○地域情報化の普及啓発活動

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

交通結節点の機能向上を図り、住民の多様な生活需要に迅速かつ合理的に対応するネットワークを構築する。

項 目	施策の方向
(1) 県道及び市町道の整備	○県道と幹線市町道の整備
(2) 農道、農業集落道、林道及び漁業集落道の整備	○ほ場への通作等を考慮した、各種農道の整備 ○林業生産基盤の整備等を図るための林道の整備 等
(3) 住民の日常的な移動のための交通手段の確保対策	○生活に不可欠な路線や航路の維持・確保 等

第6 生活環境の整備

全般的な施設水準の向上を図るとともに、施設の適正配置と効率的な運用を考慮しつつ、住民のニーズに即した施設整備を広域的な視点に立って促進する。

項 目	施策の方向
(1) 簡易水道、下水処理施設等の整備	○老朽化した簡易水道施設の更新の促進 ○香川県全県域生活排水処理構想に基づく、地域の実情に即した生活排水処理施設の整備促進 等
(2) 消防・救急施設の整備	○消防力の維持・強化、消防団・自主防災組織の活性化 ○救急体制の充実と救急業務の高度化 等

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育て家庭のニーズを踏まえた教育・保育サービス等の提供及び保育所等福祉施設の整備の充実に努めるとともに、高齢者が必要なときに必要な福祉サービスを受けられるよう、生涯にわたっていきいきと暮らせる地域社会の実現を目指す。

項 目	施策の方向
(1) 子育て環境の確保を図るための対策	○育児相談、育児講座等の子育て支援や地域交流事業の推進 ○延長保育、一時預かり事業等の特別保育事業の推進 等
(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	○地域包括支援センターの機能充実 ○介護保険施設及び居住系サービスの整備推進 ○高齢者の社会参加と自立生活の促進 等

第8 医療の確保

病院と診療所、民間医療機関と公的医療機関との有機的な連携と機能分担を促進すること等により、過疎地域の住民が適切な医療を享受できる医療提供体制の確保を図る。

項 目	施策の方向
(1) 無医地区対策	○関係機関との協議に基づく病院・診療所の整備充実の促進 ○へき地医療拠点病院等の機能強化と巡回診療の推進 等
(2) 医療確保対策	○へき地医療拠点病院の巡回診療等による特定診療科の医療の確保 ○自治医科大学卒業医師の適正配置等による医師、看護師等の確保 ○遠隔医療の普及や救急患者の搬送手段の確保 等

第9 教育の振興

学校施設及び指導体制の整備拡充を図るとともに、地域の実情に応じて生涯学習機会の多様なニーズに応じた集会施設等の整備充実を図る。

項 目	施策の方向
(1) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	○小中学校の統合整備は、学校の持つ地域的意義等も考慮して実施 ○学校施設の長寿命化のための計画的な改修や改築等による安全で良好な教育環境の整備促進 等
(2) 集会施設、社会教育施設、体育施設等の整備	○住民組織と連携した総合的な生涯学習環境の整備 ○地域の実情に応じた施設整備の促進 ○県内公共施設の情報を幅広く提供するためのネットワークの構築等利用しやすい環境づくり 等

第10 集落の整備

過疎地域において、住民の生活に支障が生じないように、地域の拠点づくりや地域の拠点と周辺集落とのネットワークづくりを推進するとともに、地域を支える活動を促進する。

項 目	施策の方向
集落の維持・活性化	○日常生活に不可欠な施設等と周辺集落とをネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成 ○「地域おこし協力隊」の活用 等

第11 地域の文化芸術の振興等

多様な文化芸術活動の促進と継承の機会の確保、活動の発展的創造を担う人材や団体の育成及び町並みや寺社境内等の歴史的景観の保全や次世代に伝える仕組みの構築の促進に努める。

項 目	施策の方向
地域の文化芸術の振興等に係る施設の活用	○地域に根ざした特色ある伝統文化や生活文化の振興のための既存施設の一層の活用 等

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

エネルギーの安定供給の確保や環境負荷低減を図る上で重要であること、地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用が地域経済の発展に寄与することなどから、再生可能エネルギーの利用を推進する。

項 目	施策の方向
再生可能エネルギーの利用の推進	○太陽光発電の導入及びエネルギー源多様化に向けた取組みの推進 ○地域の脱炭素化と雇用創出等を図るエネルギーの地産地消モデルの構築に向けた取組みの推進

第13 共助の社会づくり

誰もが地域社会の主体的な担い手として、自主・自立の精神のもと、支え合い、助け合える社会の実現を目指し、地域住民等と行政が役割を分担しつつ協働して共助の社会づくりを促進する。

項 目	施策の方向
(1) 多様な機能を有するコミュニティづくり	○高齢者や子育て家庭への支援、防犯、防災等多様な機能を有するコミュニティづくりの促進
(2) NPO・ボランティア活動の促進	○活動機会の情報提供によるNPO・ボランティア活動への参加の促進 等